



(本表は、すべての制限について掲載したものではありません。)
(福岡市においては、田園住居地域を都市計画決定していません。)

(例)・「地区計画」(都市計画法第12条の4)等により「建築物等の用途の制限」が定められた地域

許可を受けることができない地域（具体例：第一種住居地域及び準住居地域における「はらんに座」、「麻雀座」）

	100	100
--	-----	-----

※1 敷地が角地等の場合、建ぺい率の緩和が適用されます。

第一種15メートル高度地区 第一種15メートル高度地区

